

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から44年3月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年12月1日に、資格喪失日に係る記録を44年3月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月18日から44年3月18日まで
私は、申立期間において、A社の所有するB丸の甲板長として勤務していたにもかかわらず、船員保険の記録が無い。

A社は、船員保険の手続等については信頼できる会社だったので、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の記録から、申立人は、その主張する昭和43年11月18日から44年3月18日までの期間、A社の所有するB丸の甲板長として勤務していたことが確認できる。

また、申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間において、B丸には4人が乗船していたものとみられるところ、申立人を除く3人は、申立期間において、A社に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時のA社に係る船員保険被保険者名簿において氏名が確認できる同僚21人中、供述が得られた6人のうち5人は、「A社における乗船記録と船員保険の記録は一致している。」旨供述しているところ、申立人の船員手帳の記録を見ると、申立人は昭和43年4月1日から同年7月22日までの期間及び44年5月20日から同年12月8日までの期間についても、同社の所有する船舶に乗っていたことが確認でき、それぞれ、43年5月1日から同年7月30日までの期間及び44年6月1日から同年12月8日までの期間、船員

保険の被保険者記録が確認できる。

一方、A社の現在の事業主は、「申立期間当時、当社は船員保険の手続や保険料控除に関しては適切に行っていたと思うが、月の途中で雇い入れた場合の船員保険の資格取得日については、本人の希望に応じて、雇入日とするか、翌月1日とするかを決めていたと思う。」と供述しているところ、前述の申立人の同社における申立期間以外の2回の被保険者資格取得日は、いずれも1日付けとなっている上、同社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和36年2月15日から48年5月7日までの期間における被保険者資格取得者の資格取得日を見ると、59人中35人が1日付けとなっていることが確認できることから、同社では、必ずしも船員手帳における雇入日を同保険の被保険者資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け出たはなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から44年3月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人の申立期間前後の記録及び前述の同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間のA社に係る船員保険被保険者名簿において、整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年12月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年11月18日から同年12月1日までの期間については、上記のとおり、事業主は、「本人の希望に応じて雇入日とするか、翌月1日とするかを決めていたと思う。」旨供述しており、このほかに、申立人の当該期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月9日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万4,000円、同年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から同年8月1日まで

私は、昭和38年3月からA社B営業所に勤務しており、同年3月から同年7月までの期間の給与明細書では厚生年金保険料が引かれている。申立期間の年金記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社日は覚えていないが、A社には、昭和38年3月から勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出された同年3月から同年7月までの期間の給与明細書は、事業所名の記載が無いものの、同年8月以降の給与明細書と同じ様式であり、当該給与明細書の押印について、申立期間当時の複数の同僚が、「申立期間当時の給与事務担当者の印である。」旨供述していることから、当該給与明細書は、同社の給与明細書であると推認できる上、当該給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立人のA社B営業所における入社日については、同社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人及び同社に昭和38年3月5日に入社したとする複数の同僚も申立人の入社時期についての明確な記憶は無く、同社にも申立人の入社日を確認できる関連資料は無い。

しかしながら、昭和38年3月5日にA社に入社したとする複数の同僚は、「申立人の入社日は分からないが、私の方が先に入社したと思う。」旨供述

していること、申立人は、「申立期間当時、A社の給与の締め日は分からないが、日曜日と祝日が公休日だった。」と主張していること、及び申立人から提出された給与明細書に記載された基本給額から判断すると、申立人は、同年3月9日から同社で勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和38年3月9日からA社B営業所において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、昭和38年3月は1万4,000円、同年4月から同年7月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月30日から同年2月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和39年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和61年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月30日から同年2月2日まで
② 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和38年4月1日に入社してから平成12年9月7日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間①のA社本社から同社C支店に異動した際及び申立期間②の関連会社であるD社からA社E支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年2月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社総務部担当者、D社の事業主及び同僚の供述内容、B社から提出された申立人に係る人事台帳並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はD社に継続して勤務し（昭和61年4月1日に同社からA社E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和61年2月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年10月から同年12月までは9万2,000円、48年1月は8万6,000円、同年2月から同年6月までは9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年6月まで
ねんきん特別便を見て、申立期間当時の標準報酬月額が、申立期間前後の標準報酬月額と比べて、著しく低くなっていることに気がついた。
申立期間当時は、高度成長期で残業や休日出勤も多く、病気で休職することもなかったため、申立期間の標準報酬月額は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和48年1月から同年6月までの期間における申立人の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る一人別源泉徴収簿（給与所得）において確認できる報酬月額から、同年1月は8万6,000円、同源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、同年2月から同年6月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

また、昭和47年10月から同年12月までの期間における申立人の標準報酬月額については、当該期間に係る申立人の一人別源泉徴収簿（給与所得）は無いものの、48年1月から同年6月までの期間は標準報酬月額9万2,000円

に相当する社会保険料が控除されている上、申立期間当時、申立人の勤務形態に変更等の事情が見当たらないことから、47年10月の定時決定から48年7月の随時改定前である同年6月までは同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認され、47年10月から同年12月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年5月までの期間は28万円、同年7月から17年11月までの期間及び18年1月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成16年9月15日及び17年12月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から18年2月1日まで
② 平成16年9月15日
③ 平成17年12月30日

ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間①において実際に支給された給与額よりもオンライン記録の標準報酬月額は低額となっている。また、申立期間②及び③に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。

勤務していた当時の給与明細書を提出するので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関

する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成16年1月から同年5月までの期間、同年7月から17年11月までの期間及び18年1月については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、16年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年5月までの期間は28万円、同年7月から17年11月までの期間及び18年1月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られなかったが、平成16年1月から同年5月までの期間、同年7月から17年11月までの期間及び18年1月について、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年6月については、前述の給与明細書によると、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であること、及び17年12月については、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、平成16年9月15日にA社から支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、申立人から提出された平成17年12月分の賞与明細書に記載された賞与額が5万円であることが確認できるものの、「諸控除金額9,827円」との記載のみであることから厚生年金保険料の控除額については確認できない。しかしながら、当該賞与額に見合う健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険の各保険料額並びに所得税額を合算した金額が、前述の「諸控除金額9,827円」とほぼ等しくなることから判断すると、申立人は、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年9月6日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、試用期間の昭和46年4月1日から同年9月6日までの加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。私と同じ記録になっていた同期入社と同僚の年金記録が、年金記録確認C地方第三者委員会の決定により訂正されているので、私も同様に申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B工場から提出された従業員名簿及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、D社E事業部では、「A社に勤務している社員は、試用期間であっても健康保険及び厚生年金保険に加入させ、保険料を控除しているので、申立人の申立期間の記録については、事務手続に何らかの手違いがあったものと思われる。」と回答している。

さらに、A社B工場における複数の同僚は、「入社日前である高校卒業前後から勤務していたが、6か月間の試用期間においても厚生年金保険に加入しており、途中採用の者であっても、採用日から同保険に加入している。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の年金事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。事業主に問い合わせたところ、申立期間に勤務し、厚生年金保険料も控除していたとの証言を得ることができたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険の加入記録によると、平成 7 年 8 月 31 日付けで同社を離職した記録となっている上、申立期間において、雇用保険法に基づく同社を離職したことを理由とする求職者給付を受給した記録になっていることが確認できる。

また、事業主から提出されたA社に係る給料明細一覧書から、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しない外注業者として同社の仕事を請け負い、同社から外注工賃の支払を受けているものの、工賃から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「申立期間当時、申立人の申出により、社会保険に加入しない外注業者として扱うこととした。当社では、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者資格喪失届は同時に行っており、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間当時、当社に従業員として勤務していたとは考え難い。」と供述しているところ、申立人の同僚に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日とB労働局職業安定課から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日と雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日が符合しており、届出は同時に行われたことがうかが

える。

加えて、申立期間当時の二人の同僚はそれぞれ、「申立人は、私が退社した平成10年9月より2、3年前に退社したと思う。」、「私が入社した6年6月から約1年余り、申立人と一緒に勤務したことを覚えている。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 10 日から 23 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 17 年 1 月から A 事業所（後に、B 事業所に改組）で勤務していたが、19 年 9 月 10 日に、現役志願兵として出征するために退社し、厚生年金保険被保険者資格を失った。終戦後の 21 年 5 月 22 日に復員し、自宅で 10 日余り休養した後、同年 6 月 10 日に B 事業所に復職し、C 協同組合（現在は、D 県 E 協同組合）及び同 C 共済組合（現在は、F 共済組合）の設立事務担当者として引き続き勤務していたにもかかわらず復職後の勤務期間について厚生年金保険被保険者とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

F 共済組合から提出された職員履歴調査票によると、申立人は、昭和 21 年 7 月 1 日に B 事業所に復職し、23 年 8 月 15 日の C 協同組合及び同 C 共済組合の設立に伴う同事業所の解散に至るまでの間、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、B 事業所において厚生年金保険被保険者であった女性の同僚は、「私の夫は、終戦後、遅くとも昭和 22 年までの間に同事業所に採用されたが、生前『同事業所での厚生年金保険の記録がおかしい。同事業所が、厚生年金保険の加入手続を行ってくれなかったようだ。』と言っていたことを覚えている。」と供述している上、当該同僚の夫は、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間中に B 事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚及び申立人が記憶している終戦後に同事業所に採用されたとする同僚 6 人全員について、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該同僚 6 人のうち 5 人は、申立人と同様に、C 協同組合が設立され、厚生年

金保険の適用事業所に該当した昭和23年8月15日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「戦時中は、男性の職員が徴兵などにより減ったため、女性が採用されていたが、終戦後は、戦地から復員してきた男性が数名採用され、女性職員は結婚等による退職のため少なくなっていた。」旨供述しているが、終戦からC協同組合が設立された昭和23年8月15日までの期間のB事業所における厚生年金保険被保険者数の推移を見ると、女性の被保険者が7人減少していることに対し、男性の被保険者は、申立期間以前に採用された1人が増加しているだけである上、申立期間において、同事業所で新たに厚生年金保険被保険者資格を取得している者が確認できないことから、同事業所は、申立期間以降に採用した職員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 22 日から 38 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間について照会したとき、A社で勤務した申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを初めて知ったが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 10 月 1 日の前後 3 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、オンライン記録において脱退手当金を支給決定されたことになっている女性 4 人のうち 3 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「会社から脱退手当金について説明が有り、受給することを勧められたので、会社に請求手続をしてもらった。」と供述していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 7 日から平成 6 年 12 月 31 日まで
私がA社から受け取っていた給与額は、社会保険庁（当時）から送られて来たねんきん定期便に記載されている標準報酬月額よりも、高額であったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人から提出された給与明細書で確認できる期間（昭和 60 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 11 月までの期間、61 年 3 月及び同年 5 月から平成 6 年 11 月までの期間）の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該給与明細書で確認できる期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、申立人から給与明細書の提出が無い期間（昭和 60 年 5 月、同年 12 月から 61 年 2 月までの期間及び同年 4 月）について、前述の給与明細書で確認できる期間と同様、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったと思われるものの、申立期間のご

く一部である当該期間についてのみ、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であったとは考え難い上、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 5 日から 36 年 1 月 1 日まで
年金請求の手続時に A 事業所で厚生年金保険に加入していた期間について脱退手当金を受給した記録とされていることが分かった。当時、脱退手当金を受給した記憶が無かったので、その後、社会保険事務所（当時）にも年金記録の照会を行ったが、同じ内容の回答をもらった。
退職時、失業保険金を受給した記憶はあるものの、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 11 人の支給記録を確認したところ、6 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 5 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 から 45 年 6 月 1 日まで

A社(現在は、B社)で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、各月の標準報酬月額が7万2,000円となっている。しかし、給与明細書のとおり、同社から支給されていた各月の給与の総額はそれより高額であったので、標準報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の報酬月額(給与総支給額)は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、給与明細書の提出があった昭和44年11月から45年4月までの期間について、各月の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出が無い昭和45年5月については、オンライン記録における標準報酬月額と、事業主が当該月の給与から控除していた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額の相違状況について確認できないものの、前述の給与明細書の提出があった期間については、オンライン記録における標準報酬月額より事業主が給与から控除していたと認められる厚生年

金保険料額に基づく標準報酬月額が低額であることから判断すると、当該月についても、オンライン記録より事業主が給与から控除していた同保険料に基づく標準報酬月額が低額であったものと推認できる。

なお、このような事務処理を行った理由について、B社の総務担当者は、「事業主が交代しており、申立期間当時に係る賃金台帳等の資料が無いことから不明である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。